

春色デイサービスから
介護報酬変更のお知らせ

日頃より大変お世話になっております。春色デイサービスです。厚生労働省からの事務連絡通り、2020年6月1日から地域密着型通所介護事業所の介護報酬が一部変更となりますのでご報告いたします。

表1 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

群	報酬区分	算定方法
A群	2時間以上3時間未満	サービス提供回数のうち、月に1回まで、2区分上位の報酬区分を算定可能
	3時間以上4時間未満	
	4時間以上5時間未満	
B群	5時間以上6時間未満	サービス提供回数を3で除した数（端数は切上げ）と4回を比較し、少ない方の数について、2区分上位の報酬区分を算定可能 注1：7時間以上8時間未満については延長加算（9時間以上10時間未満）、8時間以上9時間未満については延長加算（10時間以上11時間未満）の報酬区分を算定可能 注2：延長加算を算定している場合、9時間以上10時間未満から11時間以上12時間未満については100単位を、12時間以上13時間未満については50単位を追加可能
	6時間以上7時間未満	
	7時間以上8時間未満	
	8時間以上9時間未満	

■まだ介護ソフトに反映されていないと思われるので、ケアマネージャー様には業務的負担を強いることになってしまい恐縮です。ですが報酬を多く貰えるのはありがたい話ですから、春色デイサービスでは6月提供分（7月請求分）から新しい介護報酬を適応いたします。

■各ご利用者様あたり最大4回（毎月）を「9時間以上10時間未満の区分」としてご請求する内容です。

ご不明点がございましたら、春色デイサービス管理者の伊藤までお電話ください。

春色デイサービス

046-265-0540